知って得する！ 法律コラム

弁護士 川田啓介

契約書がないと契約は成立しない？ 契約書の存在意義とは

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国６拠点（千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋）、弁護士 20 名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱業務。
千葉県内の企業様を中心に 450 社強の企業様と顧問契約を締結（2024 年 11 月１日時点）。

お問い合わせは、お電話（043-306-1110）かメール（info@yotsubasougou.com）にて。

こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1．口約束でも契約は成立する？

「契約書を作っていないから、まだ契約は成立していませんよね？」

このようなご質問をいただくことがよくあります。

しかし、日本の民法では、一部の例外（保証契約や定期借地借家契約など、法律上書面が要求されるものなど）を除いて、「当事者の合意（口約束）」だけで契約は有効に成立するのが原則です。

これを諾成（だくせい）契約といいます。

例えば、スーパーマーケットで商品を購入する行為や、電話で「その仕事、10万円でお引き受けします」と答えることなども、書面は作成していませんが、れっきとした「契約」です。

では、なぜ「契約書」を作成する必要があるのでしょうか。

2．最大の目的は「証拠」を残すこと

口約束で契約が成立するなら、契約書は不要とも思えます。

しかし、いざトラブルが起きたとき、口約束だけでは「そのような話はしていない」「そんな条件では合意していなかった」という「言った、言わない」のトラブルが生じやすくなります。

契約書の最も重要な役割は、「どのような合意があったのかを客観的な証拠として残すこと」にあります。

例えば、次のような事項です。

・いつ、誰と、誰が契約したのか
・何に対して、いくら支払うのか
・いつまでに履行（納品や支払い）するのか

これらが書面に明記されていれば、記憶の曖昧さや解釈の食い違いなどを防ぐことができます。

万が一裁判になった場合にも、契約書は極めて重要な証拠となります。

3．契約書は「トラブルが起きたとき」のルールを決めるもの

通常、順調に取引が進んでいる間は、契約書を見返す機会は多くありません。

契約書がその真価を発揮するのは、「予定どおりに進まなかったとき」です。

例えば、次のようなケースを考えてみましょう。

・商品の納品が遅れた場合、賠償金は発生するのか
・納品されたものに欠陥（バグや破損）があった場合、いつまで修理を求められるのか
・途中で契約を解除したい場合、違約金は発生するのか

これらを事前に取り決めておかなければ、トラブル発生後にゼロから交渉を始めることになります。その結果、解決までに多くの時間とコストを要することになりかねません。

4．契約書を作成するその他のメリット

契約書には、証拠としての役割以外にも、以下のような大きなメリットがあります。

（1）合意内容の整理と明確化

書面化の過程で、「送料はどちらが負担するのか」「支払期限はいつか」といった細かな未検討事項に気づくことができます。

曖昧な点を事前に整理することで、将来の紛争を未然に防ぐことができます。

（2）社会的信頼の獲得

特にBtoBにおいて、法令を遵守した適切な契約書を提示することは、取引先に対して「コンプライアンス意識が高い企業」であるという安心感を与えます。

逆に「契約書は不要」というスタンスは、相手方に不安を与え、ビジネスチャンスを逃す要因にもなり得ます。

5．まとめ

「契約書を作りたいと言うと、相手を疑っているようで気が引ける」と考える方もいらっしゃいます。

しかし、契約書は相手を疑うためのものではありません。

お互いの認識を一致させ、将来のトラブルを防ぐためのものです。

むしろ、良好なパートナーシップを継続するための、誠実な姿勢の表れといえるでしょう。

たとえ親しい間柄であっても、ビジネスにおいては一通の書面が大きな意味を持つことがあります。

「この内容は契約書を作成すべきだろうか」と迷われた際は、弁護士への相談をご検討ください。